臺灣日日新報
本日八頁
臺灣日日新報社
編輯兼發行人　野口榮市
印刷人　北島三郎
臺北市榮町
（代表番號二八〇四）
本紙一部五錢　一ヶ月前金壹圓參拾五錢　三ヶ月前金參圓八拾錢　六ヶ月前金六圓五拾錢　壹ヶ年前金拾貳圓五拾錢
定價　日本內地及支那地方參拾錢　八拾錢
廣告料　特別一行同　一行十五字詰　一行同　參拾錢　五拾錢
振替口座臺北二番
（代表番號二八〇四）
臺灣日日新報社販賣課
臺灣日日新報六法
定價金四圓
送料卅八錢
臺灣日日新報社編纂局

加入案內あり貽呈
東京京橋第一相互館
確實・低廉・親切
第一生命保險相互會社

臺灣經濟年報

改訂增補

有澤廣巳

臺灣六法

臺灣文藝

特價八十錢　本日發賣
三月號
（送料四錢）
振替東京一八四〇〇番
改造社

小說　女の圖　室生犀星
小說　洲　私と子供　酒井龍輔
小說　ポーシア　宇野千代
小說　お化けの世界　藤澤桓夫
小說　信長の死　坪田讓治
小說　混沌玄冬批判　森田草平
過渡期における現物納地代の意義　橫田民夫
第六十七議會雜觀　美濃部達吉
再び文藝時評　水林秀雄
女性不安と同性愛　岡崎義惠
追憶更へる大山元帥　三宅雪嶺
日米關係…蠟山政道
危機一髮の視點より
凶作と農村　山川均
馬場恒吾・前田蓮山・御手洗辰雄・宮澤俊義
異說鳩次郎邦枝完二
陸奧宗光と其父宗廣　渡邊幾治郎
逝ける藤井真信君　阿部賢一
軍縮と國防　森世璋二郎
無題錄・山本實彥
財界風雲錄・姜友三
滿洲國外廓問題　大西齊
學生と就職問題　鈴木文史朗
橫光利一論　武田麟太郎
小原法相の場合　阿部眞之助
株式・流線型時代　楢山六郎
仁義仲間の種々相　藤田西湖
白頭山登行雜記　今西錦司
天狗騷動　山川菊榮
チノウイエフ（回）　荒畑寒村
女流評（奧）　科學セクション　竹內時男
解剖不具者とその教育　阪本一泉
判良足袋の話　秩山正香
樂記（三）「ツシマ」（日本海々戰）が生れるまで　フラウン記者
米國の金約款問題（その他）（世界情報）

公論

特報　日米軍縮問題公開討論
トツラプ　カリヨア艦隊提督
イビツリ　英國海軍大將
齋藤博　海軍大將

滿鐵と北鐵　鈴木茂三郎
廣田外交の檢討　伊藤正德
マロニエの家　大佛次郎
すつぽん料理　F・ホーレー
吉原今昔　保高德藏
シベリア敗戰の眞相　前田河廣一郎
佐々弘雄
動物愛玩（乾新一郎）
迷走神經　木々高太郎
フリーボイ　日本海景畫集
躍國　賞罰　文藝　評論　募集

西伯利洲

公論にて三木清

經濟

女の生首

!!論公人探のられわ!!陽太

定價　普通號通り五十錢
女性にとつて、血となり肉となる特輯は新鮮な果實のやうに每號貴女の手を待つてゐます。三月號も賣切れぬうちどうぞお早く。
每號賣切れの大好評!!

三共の痔劑
SANKYO 三共
TAKADIASTASE
強力消化素
タカヂアスターゼ
藥學博士工學博士高峰讓吉氏發見
消化不良、食慾不振、肺結核その他殆ど凡ての疾患時に於て胃腸の消化機能を助長し、消化不良を去り、食慾を催進し、榮養を增す目的に盛に實用せらる。
粉末、錠劑の各劑あり
文獻進呈
東京・室町　三共株式會社
三共の藥品の定價と簡單なる解說とを載せた冊子「三共の藥品」あり御入用の方は此新聞名御記入御申越下さい、贈呈致します。
說明書進呈
東京・日本橋區通三丁目　三共株式會社

領臺四十年を期し 臺灣に"自治"を布く

帝國議會の協贊は勿論早や確實

長官準備に著手

【東京廿四日發】拓務省では臺灣地方制度の改正實施に伊澤臺北帝大總長、米澤自治制度調査委員會委員等の專門家を招聘して調査を進めてゐるが、政府側はこれを少くも一年間はあるとしても政府の誠意と努力次第で速かに妥當な場合を開い

親鸞聖人（136）

（上圖）

去來篇

吉川英治　作
山村耕花　畫

怪盜（二）

いつものやうに、學生たちで、御殿前相の講義をすまして、法處寺の鐘樓が、假眠中をもつて來ると、

「御都さま」

といふ聲が足もとで聞いた。

鐘樓は、假眠から地上へそこに、手をついている親鸞のすがたへじろと眼を落して、

「——何ちや」

「おわかりかさいまして。」

と、親鸞は顏を上げた。

そして、鐘樓が眺めつづけたのを見て、十日ほどの暇をただいて京都へ行つて來たいといふ事を申し出ると、鐘樓は、

「御病氣か」

とたづねた。

「いや、弟のことについて。」

「御都さま」

といふ聲が足もとで聞いた。

鐘樓は、假眠から地上へそこに、手をついている親鸞のすがたへじろと眼を落して、

「——何ちや」

「おわかりかさいまして。」

と、親鸞は顏を上げた。

そして、鐘樓が眺めつづけたのを見て、十日ほどの暇をただいて京都へ行つて來たいといふ事を申し出ると、鐘樓は、

「御病氣か」

とたづねた。

「いや、弟のことについて。」

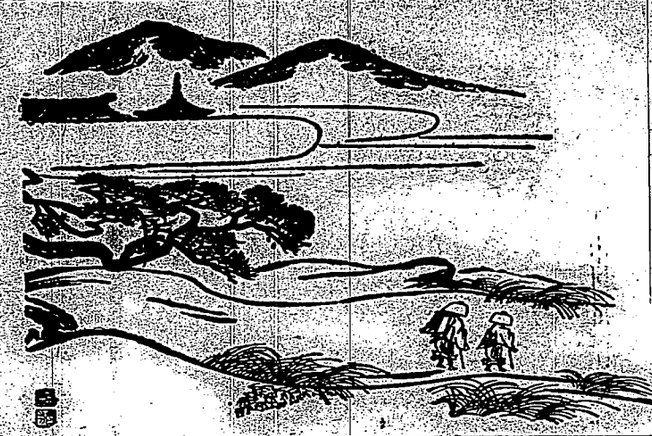

鐘樓は、さういふ、俗事に心を惹かれてゐることを、御都から叱られはしないかとおそれながら云ふと、

「行つてくるがよい。」

と案外な許しであつた。

それぱかりでなく鐘樓はかう云つた。

「おん身が、ここへ參られてからはや一年の歳にもなる。わしの持つてゐる聖經の講義はすべておん身に話したし、またおん身はそれを味得せられた筈ぢや。このうへの學問は一日の

まつて、急いで御都にお暇をねがひ出たのだらうと、

わらつてゐるのだ。

親鸞は、一年餘の學問にわれて、山門を飛び出ると、

（まだ何か殘してきたやうな氣がしてならぬ）

と、振り顧つた。

そして、

（これでいいのか）

と自分の覺悟を疑つた。なんとなく、自分がかなかつた。

そして、男と親鸞を送つた法輪寺川ともわかれて、小栗の宿場

町にはいると、すぐ、頭のうちは弟のことで、いつぱいになつてゐた。

産金會社

愈々二月初から試錐を開始

政府にかける金の買上價格は昨年春一万九百九十四錢であつたが今年十二圓五十八錢に引上げられ同即金で全國的に產金業界は活況を呈しつつある此の機運に乘じ東部臺灣にかける砂金の問題も頗る昨日

之が貸下げ

を願出てゐたが最近その許可を得たので同氏は花蓮港へ出張し調査の準備を整へ（二月廿）早々試鑛事業を開始する筈となつてゐるが同社の創立計畫によれば出願區域約二百萬坪に達し地質は砂礫層にして深淺極めて深く從來總督府及三菱鑛業會社で試鑛の結果によれば百尺乃至百五十尺に至るも岩盤に達せず

砂金含有量

は百五十尺まで判明してゐるが百尺まで採掘するとすれば砂礫層約三千五百萬坪に達し百尺以上含有量は坪當一匁以上を認定し得る見込故最少限度に止め坪均六分とすれば全區域に於ける砂金總量約二百貫に達する見込

花蓮港廳下

加禮宛の東海岸より北卅餘支廳新城部落タッキリ溪岸に及ぶ有望なる區域を事業地とする臺灣產金株式會社は目下有力なる資產人を得て會社創立に關する準備を進めつつあり採掘許可あり次第資本金三百萬圓を以て創立の上事業開始の運びとなるが先年來總督府に於てボーリングを實施の際使用した試錐機は目下用濟みとなり當局に保管中につき橫山氏は先般來

自治管理を合む 米穀二大法案の大要（上）

廿三日衆議院に提出さる

【東京二十二日發】米穀統制法中改正案、米穀自治管理法案、糧共同防衛組合法案は二十三日院議に附議決定見たので直ちに上奏御裁可を經て即日衆議院に提出した。法律案の大要左の如し

米穀統制法中改正案要綱

米穀統制法中左の通り改正する事

▲第一條第二項中「即ち」を「即ち」に改め同上第二項の次に左の一項を加へること

政府は第一項の最低價格の決定については勅令の定むるところにより米穀及び保管料を加算することを得ること

▲第四條の第一項、政府は勅令の定むるところにより米價が最低價格と最高價格との平均價格以上にあり且つ災害、凶穀その他避くべからざる事由ある場合において米穀の配給上特に必要ありと認むるときは米穀の市價に關係關係を及ぼさざる場合に限り所有米穀の總數量より最高價格を維持するため必要なる數量を差除したる數量の範圍において道府縣に對し米穀の買入を命ずること

第四條の第二項、政府は勅令の定むるところにより米價が最低價格と最高價格との平均價格以上にあり且つ災害、凶穀その他避くべからざる事由ある場合において米穀の配給上特に必要ありと認むるときは米穀の市價に關係關係を及ぼさざる場合に限り所有米穀の總數量より最高價格を維持するため必要なる數量を差除したる數量の範圍において道府縣に對し米穀の買入を命ずること

第四條の第三項、政府は勅令の定むるところにより米價が最低價格と最高價格との平均價格以上にあり且つ災害、凶穀その他避くべからざる事由ある場合において米穀の配給上特に必要ありと認むるときは米穀の市價に關係關係を及ぼさざる場合に限り所有米穀の總數量より最高價格を維持するため必要なる數量を差除したる數量の範圍において道府縣に對し米穀の買入を命ずること

第四條の第四項、政府は勅令の定むるところにより米價が最低價格と最高價格との平均價格以上にあり且つ災害、凶穀その他避くべからざる事由ある場合において米穀の配給上特に必要ありと認むるときは米穀の市價に關係關係を及ぼさざる場合に限り所有米穀の總數量より最高價格を維持するため必要なる數量を差除したる數量の範圍において道府縣に對し米穀の買入を命ずること

▲第八條及び第九條中「高梁、粟、小麥又は小麥粉」を「高梁、粟、小麥若くは小麥粉」に改むること

▲第十二條中「高梁若くは粟」を「高梁、粟、小麥若くは小麥粉」に、「高梁又は粟」を「高梁、粟、小麥又は小麥粉」に改むること

▲附則　本法施行の期日は勅令を以て之を定むること

第四條の二の規定による米穀の買入に關する一切の歲入歲出は米穀需給調節特別會計に屬せしむること

米穀自治管理法案要綱

第一條　本法は內地、朝鮮及び臺灣の產米を統制するため內地、朝鮮及び臺灣において米穀の自治管理を行はしむることを目的とす

第二條　米穀生產者、土地に付き權利を有する者にして米穀を小作料として受くる者及び命令を以て指定するこれに準ずる者は米穀統制組合を設立することを得

第三條　米穀統制組合は法人として左の目的を有す

第四條（略ス）

第五條　米穀統制組合の地區は內地において市町村、朝鮮において府、郡、島、臺灣において街庄又は郡、市の區域に依る特別事由ある時は米穀統制組合の地區は前項の區域に依らざることを得、命令を以て定むる場合を除くの外市町村等の區域を增減ありたる時はその區域を地區とする米穀統制組合の地區も亦之に應じて增減ありたるものとする

第六條、第七條、第八條（略）

第九條　行政官廳は必要ありと認むる時は區域を指定して組合員たる資格を有するものは總てその組合員たる資格を有する事を得

第十條　米穀統制組合の成立したる時はその地區內の組合員たる資格を有するものは總てその組合員たる事を得

第十一條　米穀統制組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀販賣組合又は臺灣に於ては勅令の定むる所により米穀統制組合の事業を行ふことを得

第十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の買入をなすことを得

第十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第二十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第三十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第四十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第五十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第六十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第七十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第八十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十一條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十二條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十三條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十四條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十五條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十六條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十七條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十八條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第九十九條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

第百條　政府は每年內地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀需給調節を行ふ米穀販賣組合又はその聯合會は行政官廳の許可を受けて米穀の賣渡をなすことを得

特殊農作物の指導奬勵打合會

殖產局長挨拶（中）

代作を奬勵してゐる二方面に於て、代作に對する各州廳の施設方針は、政府の高米價政策に刺戟せられた結果であつて其方法もの見込、第一期に於いては米作增收期に比すれば二萬八百六十甲の減少を見たのであるが之は全く州廳の熱心なる指導力の然らしむる所であつて第二期作に增やす所存である

博覽會關係諸規程

博覽會會場內土地使用規程

第一條　博覽會會場內に於て左の設備を爲し又は營業に供し又は營業其他の事業に從事せんとするものは總て本規程に依らべし

一、特設館（附屬設店を含む）

二、販賣物

三、廣告物

四、其の他及前項設備類似の設備

第二條　前條の設備を爲さんとするものは別記第一號樣式の申請書を提出し博覽會長の許可を受くべし

前項の申請書には設計圖及說明書を添附すべし

第三條　博覽會長は前條の許可を爲すに當り條件を附し又は其の變更を命ずることあるべし

第四條　博覽會長は前條の許可を受けたる者が左の各號の一に該當するときは其の許可を取消すことあるべし

一、許可の條件に違反したるとき

二、公安又は風俗を害したるとき

三、博覽會の秩序を紊したるとき

四、其の他博覽會長に於て不適當と認めたるとき

第五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七條　博覽會長は第三條の許可を受けたる者が左の各號の一に該當するときは其の許可を取消すことあるべし

一、許可の條件に違反したるとき

二、公安又は風俗を害したるとき

三、博覽會の秩序を紊したるとき

四、其の他博覽會長に於て不適當と認めたるとき

第八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第二十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第三十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第四十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第五十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第六十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第七十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第八十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十一條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十二條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十三條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十四條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十五條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十六條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十七條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十八條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を撤去し原狀に復すべし

第九十九條　第三條の許可を受けたる者は博覽會閉會後十日以內に其の設備を

じーべがんま

野村辛一(編)

二つの叫

職を與へよ
食を與へよ

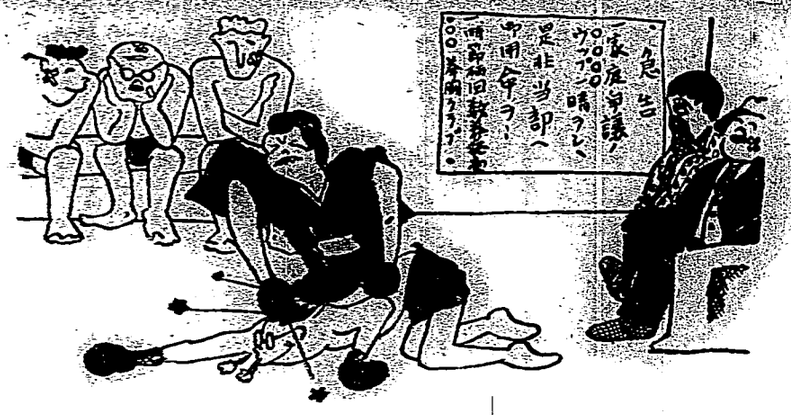

鬱憤引受所

に景應新の子男きべす抗對にルーガスンダ
ゾすでい痛々少もで。スデ何如はれこ
冒送中山

春や春

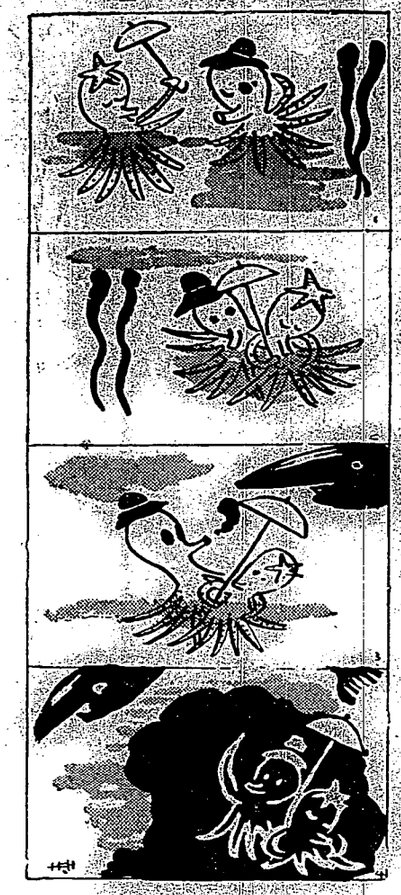

悩ましき哉、春

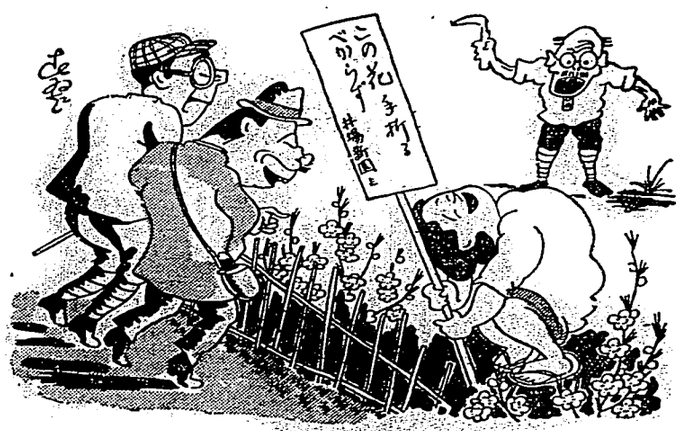

「おばさんオヘチにどうして物指なんか付けるんだい」
「付けなくて置かれるかねコウお米が高くなつたア」

世間は難有く出来てる

（ポ選上「オホツ俺の顔がわかるなんて人は見かけによらねーいもんだオホン

婆娑流線 (27)

廣東の巻

岡島　水馬

今度は廣東婦人の服裝を紹介してみる、木棚荒物店の入口から入つてそこに圓陣を敷いて胴衣がバタバタしい化粧して十數名座へてゐる、年の頃十五六位より二十一二止まり、そこにヤリ婆様の婆さんが出て來て仲介の労を取る處取りは日本の女髪屋と殆を同しくしてゐるに驚いた、一體どうやら損傷してゐるんだらう？、流石に婆さん眼が高い、この旦那金あると見てか、此方へ來いと二階へ案内してくれた、一歩の大廣間の中央に圓形に切り抜かれ手摺がつけてそれから階段が一つ設置してブラ下つてゐる、そのそばから下が覗くと、そこには下に階段されて訓練が二重にグルリと設置ることが出來る、此方は貴賓の席にふさわしく此方には手摺がなく階段に直ぐ足をかけ上下ができる、此方には手摺が通さぬ、でも婆様形で幹部會員、婆婆其の内容は次の如し

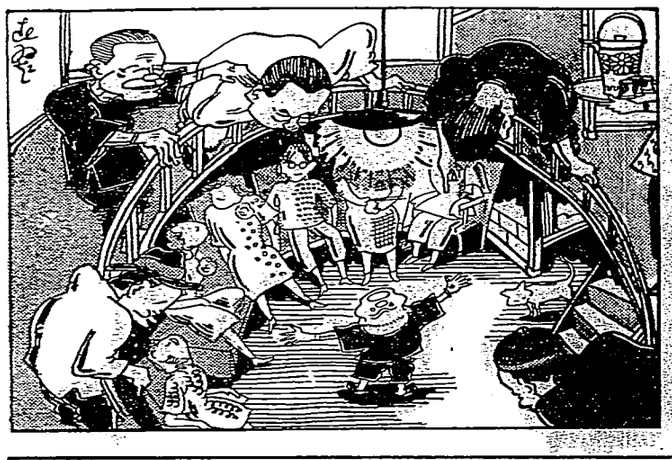

すると又テンテンの丸提燈合、そこには地廻りの兄さん連が此處お話にもならぬ所謂原始的下手にも設備に座へてゐることだ

賣殘りの辯

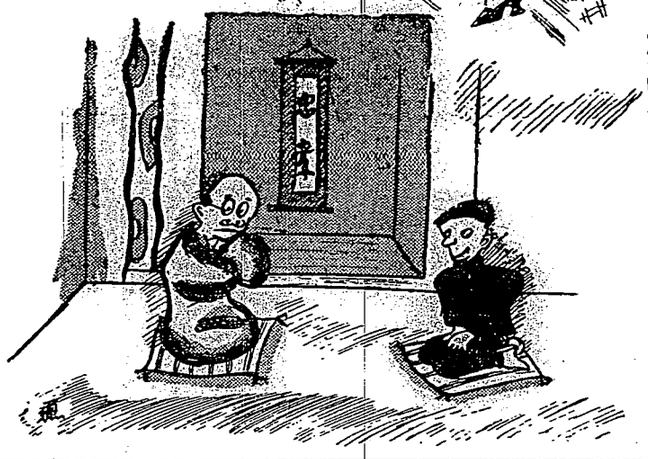

親父「幹や今年は大丈夫全部賣てくれるだらうね」
幹「ハイあの隣のアテが思はしくないので實情に困してもう一年延行を御願しんどへー」　黄明通

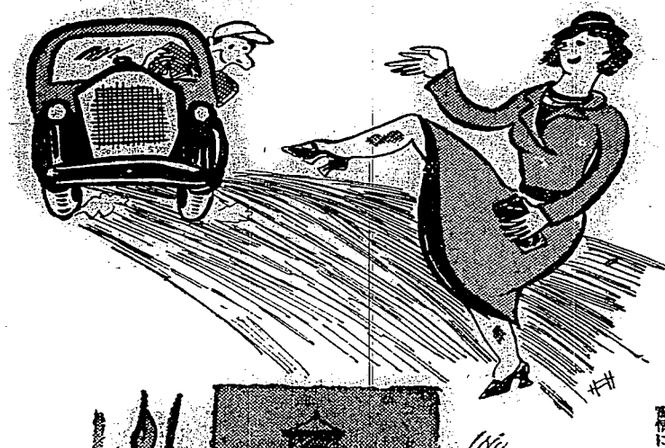

人氣と氣力

ふいと氣の付いたものゝ偉力

水の江滝子

あたしの娘一の子供は、舞踊の冬季になるんですよ。それで今年は舞踊研究に勉強して來たのですが、女踊りレヴイーと云ふ大きな変革から云へば舞踊だけでは物足合わない。唄と踊りと芝居、此の三位一体を經驗することが必要だと、此點は考へて居ります。

で、これからは、舞踊一座力を入れて勉強しますが、同時に少しづつ唄や芝居もやつて行きたいと思ひます。踊り狭しつてゐる様ですが、出來ればさうする事に依つて自分をより立派なものに進めたいのです。吉川さん、水の江さん其他の大スター連にしても多少の得意はあつても、大体唄、踊り、芝居の三つを併せて手に入れてゐらつしやる、えらいものだなと、今更ながら感じます。

三位一体の舞台

溢谷正代嬢

せられます。どうしても仲間は踊合同に行かないと完全とは云へません。あと一歩上の舞台だつて、踊無しの獨唱、獨奏の獨演會の様なものは、第一の様式、又は第二の様式に属しない様式の舞台だと思ひます。

お化粧が出來る事が最上の條件、また手軽にスピーカーに對しやすいとか、化粧崩れがしないとか云ふ事も大切な條件です。そして、最後の條件を併せて有つてゐなければ最良な舞台とは云へないと思ひます。私たちは紙を被へてサーカ白粉を塗つてゐますが、サーカが此の條件的な事を具へてゐるから何うか、私たちの舞台を御覧になつた方は御存じだと思ひます。

寒い夜

石上都嬢

今年は自分お寒いですね。それに風が加に強いんで困つてゐます。冬季なければ滑澁からじと文句面に仲介行きませんの労を取つて頂りますが、私が寒いツて云ふとお友達がすぐ云ひますが、そんな事を云ふのは非科學的です。ふとつてるだけの風の當る面積が廣いから餘計寒いやうな氣がするのです。お風呂へ入るにもツヤワの如は寒白粉を用はないんです。ツヤワの如は寒白粉を用はないんです。ツヤワの如は寒白粉を用はないんです。

哭くな、青春

（137）

三上於菟吉　作
吉邨二郎　畫

早春來る（その二）

同じこの渦河原の自然さへ、あの秋にくらべて、もう濁流の岸にはの白い穂の色が匂ふやうになつたこのごろ、何と物やはらかい、しみん〳〵感じをあたへることだらう。さうきは、あの激しい情熱を經驗してみたころ、一度として、喪や、飲見なしには眺めることの出來なかつたこの景色が、いつの間にこんなに靜かしみにのみ充たされて來たのだらうと、驚かされないわけにはいかなかつた。

——これが、ほんたうの、あたしの生活なのかしら？

彼女は、久しぶりで渦河原に來た翌日、蚤文が、相變らず渦河原の岸にやさしかつてゐる間、窓から濁流のかなたの丘陵を眺めてつぶやくのだつた。

——これは、ほんの少しの間の出來事ではないのかしら？

始終、晃々しい流潮の海にのみ

苦められてゐた小舟が、いつか、眼かく、しづかな黒潮の流れに乘つて、ホッとあたりをかへりみるやうな氣持がした。そして、現在のやすらかさが、うれしく思はれるにつけ、いつまた、荒波たる世界に突き落されるのではないかといふ、漠然に打たれないわけにはいかなかつた。

——あの方は、きのふも、くつとくつと、泡を寄せてゐてくれと、おつしやつたけれど、あたしに、そんな力があるだらうか？

だが、彼女は、いつも下醗部に鬱積に、ある重みや、引つつりのやうなものを覺すにはゐなかつたのである。

彼女は、さつきは、また郎のことを思ひうかべずにはゐられないのだ。——みごもらないうちだけは、愛を感じてゐるやうに見えるが、二度目からサッと血が退くのだ。

すると、ふたたび、紅潮した彼女の顔からサッと血が退くのだ。

——これがなければ、あたしは、一生、子供を持つ事に、自信を失つてしまふ。あたしには、もう自分で死ぬことも出來なくなるでせう。

さつきは、そんなことを思ひながら、溜川の流れに眼をすましてゐると、耳の果がシーンとして來て、靜寂感覺の發作をさへ覺えるのだつた。

彼女は、窓の格子につかまるやうにして、自分を叱つた。

——あしはどうしてこんなに氣が弱くなつてしまつたのでせう——自分があたしに與へ得るものをハッキリと得たのに自分が得ないのでせう！

彼女は、窓から、うしろから、蚤文の膝に、背中をくつともたせかけながら、思ひ切つてささやいた。

「あんまり、あたしのからだをひどくしては駄目よ——何だかこのごろ、をかしいのですもの——」

「をかしい？　何がをかしい？」

蚤文は、突然には、のみこめないらしかつた。

さつきは、くりかへした。

「をかしいのよ——からだの工合が——」

さすがに、蚤文は、ハッとしたやうであつた。彼は、振てゐた手をはなして、くるりとまはつて、顔をのぞき込むやうにした。

「ぢやあ、君は、姙娠したといふのかな？」

さつきは、まう、蚤文のまうすぐの膝を感れない——と答さない。わが肉體と心とで、この異性の、新しい男を持つたといふ自覺は、彼女に、新鮮な衝動を與へ始めた。

「まさか、大丈夫ではないかと思ふの？」

蚤文は、むしろ、おごそべに蚤文を引き寄せた——この人は、あたしが姙娠したといふことを聽いてどんな風に思つてゐるだらう？　しまつたと思つてゐるだらうか？　それとも、よろこんでゐてくれるのだらうか？

「そりやあ、うれしいなア」

蚤文は、姙に氣まりが惡るいやうな、ちら〳〵した目つきでつぶやいた。

「君が姙娠した？　思つてもゐなかつたことだけれど、僕は、何だか、抱ひ物をしたやうな氣がするのだ。」

蚤文は、いつか、せめて千代子との間に、子供の一人もあつたならば、もつと、夫婦の感情に變化が起りうるかも知れなかつたが——などと、そんな意味のことを、さつきに言つたことがあつた。

「それがあたりまへなのだ。子供のない男女關係は、結局、不具なのだよ——」

蚤文は、ひどくもつともらしい顏をして言ふのだつた。

「子供が出來たら、僕たちは、もつと利口になるだらうよ——僕たちは、聰明な人生を築らうと心掛けるやうになるだらうよ。」

さつきは、しんみりした蚤文の言葉がうれしかつた。

——この人は、子供が出來たら五十人も百人もの女のあとを追ひかけてはかなくなるだらう——二人と、子供との世界は、新しい蚤文を見出すやうになるだらう——

この瞬間から、たしかに、蚤文の彼女に對する態度は變つたやうに見えた。

彼は、さつきを、かあいらしい小娘のやうにあつかはなくなつた。夜の食卓でも、會話は、きはめてしみ〴〵、落ち付いたものとなつた。

彼は、おもひの外、儉倉の家を、すでに、ごく安く手ばなしてしまつてゐたが、その金に、少し足しまへをして、郊外に小さな、住み心よい住居を新築しようと企てゐた。そして、食後、原稿紙に鉛筆で、設計圖などをひいて見せるのだつた。

しかし、昨日までだつたら、その設計圖に子供部屋は加味されてゐなかつたらう。

さつきは、今夜ほど、蚤文と自分との關係がぴつたりと合つた氣がしたことはないのであつた。

彼女に、新鮮を乘り越させた。

蚤文は、ちらつと、さつきの顏に蚤文の膝に當てて、引き寄せるやうにするのだつた。

さつきは、うしろから抱く蚤文の膝に、背中をくつともたせかけながら、思ひ切つてささやいた。

「あんまり、あたしのからだをひどくしては駄目よ——何だかこのごろ、をかしいのですもの——」

「をかしい？　何がをかしい？」

蚤文は、突然には、のみこめないらしかつた。

さつきは、くりかへした。

「をかしいのよ——からだの工合が——」

さすがに、蚤文は、ハッとしたやうであつた。彼は、振てゐた手をはなして、くるりとまはつて、顏をのぞき込むやうにした。

「ぢやあ、君は、姙娠したといふのかな？」

さつきは、まう、蚤文のまうすぐの膝を感れない——と答さない。わが肉體と心とで、この異性の、新しい男を持つたといふ自覺は、彼女に、新鮮な衝動を與へ始めた。

「まさか、大丈夫ではないかと思ふの？」

蚤文は、むしろ、おごそべに蚤文を

祖國精神の再認識を促す！

大楠公六百年祭に當りて

湊川神社御神符付

本社特選

青銅製大楠公像贈呈

精巧武者人形

本阿彌光遜先生鑑定書付

日本刀形

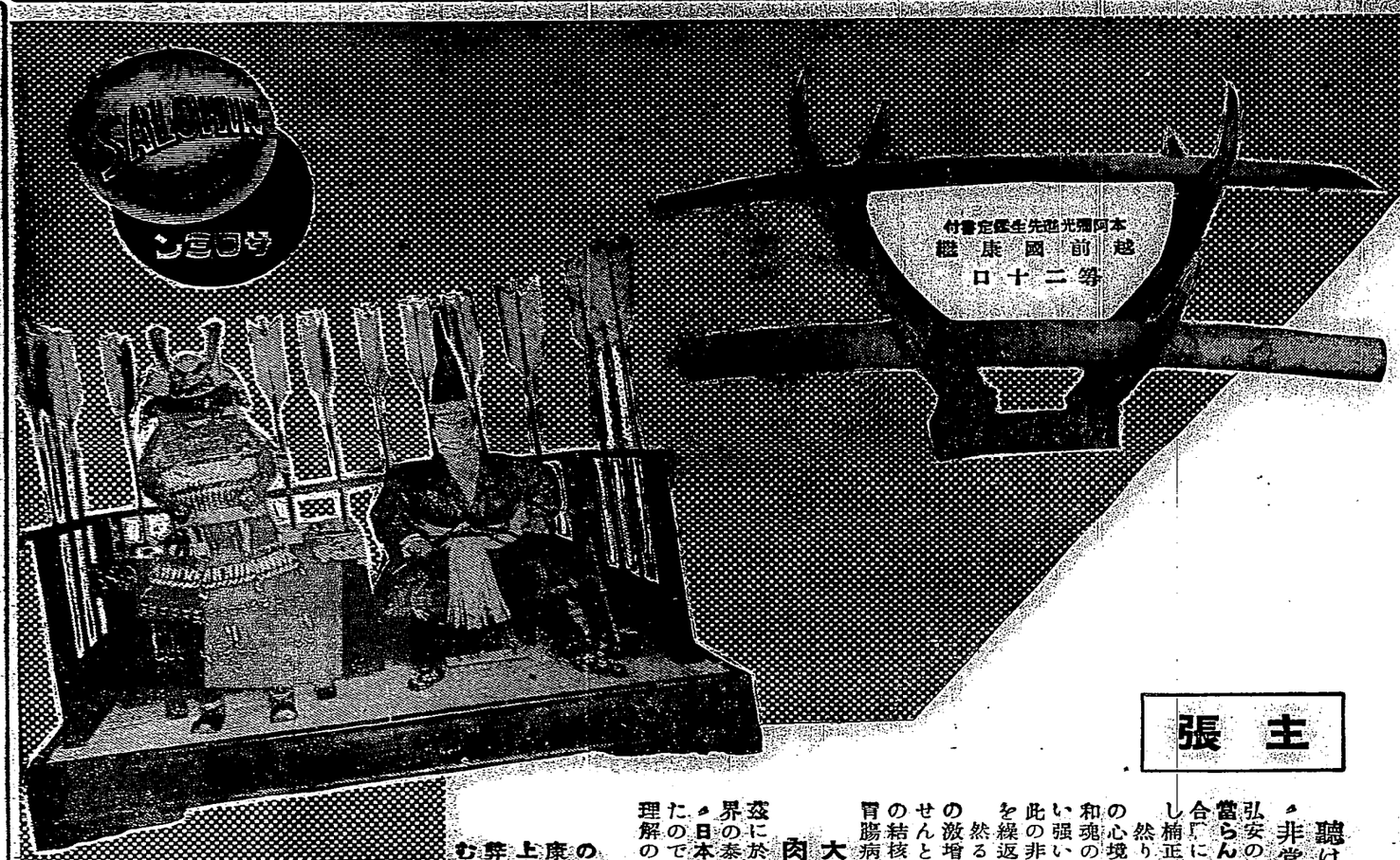

主張

聽け！ 街に邑に、今や澎湃として溢るゝ非常時打開！ 生命線死守！ の聲を。

弘安の昔、元寇の難に際して「我れ身命を楯つて國難に當らん」と叫んだ北條時宗の意氣を！ 又延元年間湊川合戰に當つて「七度人間に生れて朝敵を滅さん」と唱へ楠正季の至忠を！

然り！ これこそは皆祖國愛に燃ゆる日本國民の獨自の心境であり、我々の五體に脈々と波打つ祖先傳來の大和魂の叫び聲である。何物を以てしても遮る事の出來ない強い力。我々は今、絶大なる感激と熱誠とを披瀝して「祖國精神に還れ」との叫びを繰返へして居るのである。

然るに、國家非常のこの秋に當つて、何事ぞ虚弱壯丁の激増を、又第二國民たるべき學童の死亡者増加を耳に、更に年毎に三十五萬の胃腸病者と、十三萬せんとは！ 結核患者とを死亡せしめつゝある現狀を何と見る？ 胃腸病國、肺結核國の汚名を如何にせん!!

大和魂の宿る身體はもツと〳〵頑健なる肉體であらねばならない筈だ!!

茲に於て弊社は「國民體質の改善」を目して、日本藥學界の泰斗、藥學博士西崎弘太郎先生の創製指導に係る「日本人の健康藥」錠劑「サロミン」の普及に努力し來つたのであるが今や弊社の素志は漸く國民各位の深甚なる理解の下に着々とその目的を達成しつゝあるのである。

時恰も建武中興の忠臣大楠公六百年祭に當り、その忠誠を偲びて非常時局の再認識を促し、併せて健康體建設のために錠劑「サロミン」の愛用を希つて上記の記念品贈呈計畫を發表したのである。願くば弊社の意を諒とし國民各位がこの計畫に翼贊せられむ事を切に希ふものである。

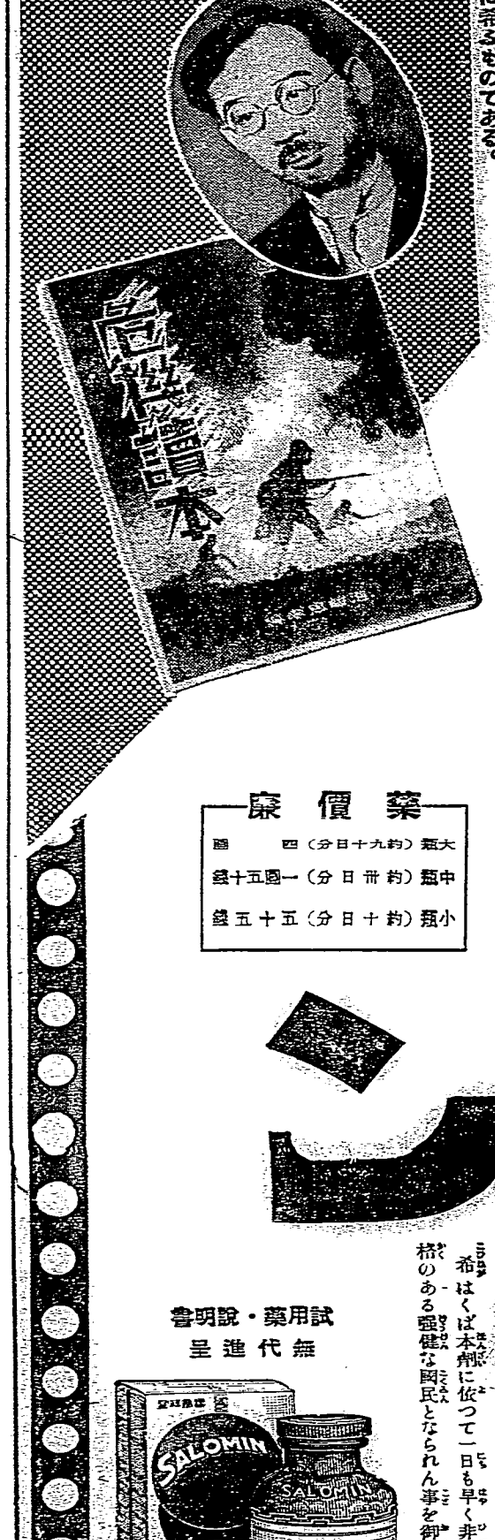

▼贈呈方法▲

記念品の數に限りあるを以て、止むを得ずサロミンの外函を御送り下さつた方の中から抽籤にて當選者を定める事と致しました。

募集總數　二十萬本限り

▽青銅製大楠公像　一千體
▽精巧武者人形　一千組
▽本阿彌光遜先生鑑定書付日本刀　二十口
▽池崎忠孝氏著「危機讀本」　應募者全部

一、サロミン外函の裏面にお買ひになつた藥店名捺印を願ひ、あなたの住所氏名を明記して左記へお送り下さい。

（外函に封緘なきもの、郵稅不足のものは受付けませぬ）

一、サロミン大瓶一本で　抽籤權　三口
　〃　中瓶一本で　〃　一口の割に換算す
　〃　小瓶二本で　〃　一口

一、送り先　大阪市西區阿波堀通一丁目
　嘉賓商事株式會社藥品部

一、〆切日　昭和十年三月三十一日

一、抽籤　四月十日に所轄警察署並に新聞社お立合の上嚴正なる方法を以て行ひます

一、發表　昭和十年四月中旬本紙上（危機讀本は贈呈品發送を以て發表に代ふ）

藥價表

大瓶	（約九十日分）	四圓
中瓶	（約卅日分）	一圓五十錢
小瓶	（約十日分）	五十五錢

サロミン

錠劑

胃腸病に虚弱體に

體力の向上は胃腸の強化にあり！

錠劑「サロミン」は本邦藥學界の權威、藥學博士西崎弘太郎先生が數年前より心血を濺いで研究された結果、一昨年の春遂に之を完成して〝日本人の健康藥〟として世に提供されたものであります。卽ち日本人には前記の通り胃腸病者が非常に多い、從つて國民の體力を低下せしめ結核の如き消耗病が蔓る事になるのであります。然も日本人の胃腸病は日常の食事の關係上慢性になつて了つたものが多く、普通の重曹を基劑とした胃散で一時押へをして居ても之に元の樣な力を與へる事は出來ない。故に私共はこの無力化した胃腸に活を與へて再び元氣に働く胃腸とする事を念願とし、總ゆる苦心を拂つたのであります。

斯くして製られた錠劑「サロミン」の藥効を一言にして言へば、〝細胞の新生力を促進する〟事であります。從つて之を服めば消化力は旺となり食事がすゝみ食物中の榮養分はよく吸收されるのであります。故に身體が肥ります。身體が肥るのはその榮養が充實された事を意味するものでありますから全身の抗病力、治病力は增進され結核を治癒、豫防する力が與へられるのであります。

總じて胃腸を强化し、榮養を充實し、結核に勝つ力が出來るのであります。

希はくば本劑に依つて一日も早く非常時を擔當する資格のある强健な國民となられん事を御奬めします。

試用藥・說明書無代進呈

發賣元　嘉賓商事株式會社藥品部
大阪市阪神區西市場通一丁目
東京市京橋區銀座西三丁目（ルビ正朔）

代理店　小林大藥房新藥部
大阪・名古屋

陸軍記念日をトし陸軍がまたパンフレット配付

「非常時に對する我等國民の覺悟」と題し小學校、軍人會其他に

【東京二十四日發】陸軍では三月十日の日露戰役二十周年陸軍記念日に當つて「非常時に對する我等國民の覺悟」と題するパンフレットを作製中であつたが愈々二十五日出來上るので全國小學校、青年團、在鄉軍人會、地方有力團體に向け發送する筈になつた、此のパンフレットは日露戰役後二十周年記念日を迎へるに當り過去を回顧すると共に我が國の當面せる非常時の困つて來たりし所以を明にし將來に對する國民の覺悟を迫らんとしてゐるものであるが、陸軍當局は最にパンフレットが議會に於て問題とされた關係上、今回は其の內容は勿論字句に就いても愼重に再檢討し日露戰爭を回顧する記事は單として最も有意義のものたらしめんとしてゐる

諸般の弊風を清掃廣義の國防を充實

注目を惹くパンフレット內容

【東京二十四日發】陸軍省では昨年十月十日を以つて「國防の本義と其の强化の提唱」なるパンフレットを各方面に配布し輿論に於ても大問題となつたが、今回又陸軍當局では昨年の如く「非常時に對する我等國民の覺悟」なるパンフレットを配付する筈に到し各方面の注目を惹くに至つてゐる、同パンフレットに於ては殊に明治維新後今日に至る近代日本建設の眞意義が世界文明の融合完成に任ずる帝國の使命達成の必要的條件は擧國一致の體制に在る我が國內に蔓延する諸般の弊風を清掃し擧國一致の國防を充實する事等に一大鞭撻を加えたものである從つて今回のパンフレットが我が國各分野に與ふる波紋は深く且つ大なるべく殊に最近擧國一致の體制に向け發展しつゝある政局の動向に一指標を與ふるものとして各方面から多大の關心を以つて迎へられてゐる

將介石氏が再び積極的國內統一へ

早くも西南壓迫工作

【漢口二十三日發聯合】日支關係の正常化に伴ひ將介石氏は愈々積極的國內統一工作に邁進する決意を固め【漢口二十三日發聯合】日支關係の正常化に伴ひ將介石氏は愈々積極的國內統一工作に邁進する決意を固め二十一日夜漢口を出發、南昌に到着、南昌に於ける軍事會議に列席の上、廿二日夜南昌を出發、廿三日午前九時南京に到着した、將介石氏は南京

米穀自治之管理法案
貴院反對氣勢頗强硬
審議未了其責應歸政府

二十四日東京電。米穀自治管理法案。聯合貴族院各派有力一流之意向如左。對米穀自治管理法案。院內院外。相當强硬反對氣勢。各種頑。或于承議院。加以多少修正。亦未可知。在貴族院。將以如何內容回附。目下不明。故現對同法案不能遽明贊否之意向。或有待法案由衆議院回附。乃行慎重研究。然歷于問題重要性。附議于十八名特別委員會。立俟對反對論之根據。以決定態度。然法案之回附。若在來月十日以後。則貴族院。慣重審議。或至審議未了。若在此際。則貴族院。其責任應歸諸法案遲延之政府也。

陸軍記念日
基市行事

基隆市役所。關陸軍記念日。從事者座談會。

十年度全島代作獎勵
開磯商會于督府

十年度代作獎勵磯商會。去二十二日午前九時。開于督府會議室。有各州內務部長。總監官課長。各州勸業課長。及技師等出席。府則中瀨殖產局長。須田商工課長。山田。鈴木兩技師。暨諸關係者臨席。首由中瀨局長說明。乃入議事。附議代作物之買賣。苧麻。蓖麻。落花生。甘藷。柑橘。茉莉花。觀葉等。各州應栽培甲數分攤之件。各熱心討論。至正午散會。又全島代作物概甲數。與各年同樣。爲四千五百甲云

東港道路品評
褒賞授與

當屏東州東港郡主催。道路品評會優賞授與式。訂來二月四日。西澤知事臨場之下。舉于公會堂。先于來二十七、八兩日間開始審查云。

新莊郡坡角
噴出瓦斯
探掘機出頗

新莊郡下坡角山麓。有噴出瓦斯。即同所人李金水。客年十月頃。在自宅後面掘井。至二間之處。俄然噴出瓦斯。死江及掘井諸具。被吹上丈餘。知有瓦斯層。現與金水氏共同。

記念博覽規程
及入場料之發表

始政紀念博覽會。自中瀨或係員承認。其手不得觸及出品物。

一品九十三歲。▲增港朱蔡氏遠九十四歲。▲布袋蔡閩及。大爲慎慨。決定對吳氏愛九十三歲。▲副潮頓。慶兩氏之共謀的詐取手段。將行徹底的之計較現作戰準備中云。

南州水產
廿七日總會

臺南州水產會。本屆定期廿七日午前十時。集關係代表者十八名。在市會議室。開第一次磋商會。決定來三日午後一時。再開一次磋商會。決定具體案。而是日豫定案如左。

一、九、十、十一三日間。依學校希望。開談會。

二、九日午後八時半至九時。市內一圓。施灯火管制。

三、十日午前九時至十時。舉模擬演習。參加部隊。重砲兵大隊。鄉軍。青訓生。小學校生。

四、十日午前十時起。觀覽規程及會場內士地使用規程。經陸續決裁而協贊會。亦發表其同會。及土地使用規程。等然一般觀覽規程如左。

第一條　觀覽時間。自午前九時。至午後四時半。但依便宜七。得以延長短縮。且得制限一時觀覽及入場。

第二條　博覽會入場料如左。但草山分館爲無料。

大人　一人一回　金二十錢

小人　六歲以上十二歲未滿及軍人學生　金十錢

團體有左記減折。

一、三十人以上團體　減折一成

二、五十人以上者　同　二成

三、百人以上者　同　三成

第三條　若該當左記各號者。有拒絕入場　或要求其退場。

一認有害風俗或亂秩序者

二、醉狂。惡疾其他。及一般所嫌忌者。

二、車馬。畜類。其他大量荷物携帶者。

四、無保護者之幼兒。及高齡者。

五、有不服從係員之指示者。

第四條　觀覽者　不受看守。

早稻播完
早往年半月

臺中州下。土地容飽。氣候溫和。水利至便。本屆早稻耕期。如彰化。員林北斗三郡。除一部特殊地方而外。全部播植整齊。必要云。

假橋告成點電開始
鷰歌柑園庄民祝賀會

假橋柑園地方。丁事。亦經告成。自此點燈開始。庄內現出一種活氣。庄民非常喜歡。即於去二十三日午前九時起。假柑園公學校講堂內。盛舉祝賀會云。

下賜貢綿
兩傳達式

▲東石郡。去二十一日。舉行皇太后陛下。下賜九十歲以上高齡者貢綿傳達式。是日田中郡守。小田庶務課長。大岡屬三人將下賜貢綿。親自送到高齡者。

新豐警察課
教練及諸行事

新豐郡警察課。去二十三日朝八時。召集轄下各派出所警官。於臺南公園。經川島警部之指揮。行個人教練及小隊教練。至十時畢事。回郡衙。於會議室。由瀧野警察課長講評訓示。下午一時起。在郡演武場。講習武迫。銃劍道。成績良好。四時解散。

無賴漢行兇前
一名就捕

基隆市寶町四番地鐵工宋生機。年二十二。去五日有坂本部長。江村。力武周三巡査。同李克明醫師等。急馳現場檢視。並調查原因。聞是雲。侯孕有五個多月。東成常追究之。內中情節之複雜。由該警所。取調中云。

貴院首腦敬愛會
時局問題交換意見

二十四日東京電。貴族院公正會首腦部之敬愛會。一二三日午後六時。會集于市內某所。開時局問題。各無隔意交換意見。議定左記意見。

一、承認來年度豫算案。

二、對臺灣自治制案反對意見。唯由大局的見地承認者。亦爲不得已。

三、第二豫備金千五百萬圓之追加增額。斷然反對。噴出瓦斯。死江及掘井諸具。被吹上丈餘。知有瓦斯層。現與金水氏共同。

色膽包天
夜襲細柳被拘

竹山郡竹山庄竹山二〇九番地。施寓居。年二十七。哲極無賴。去二月十七日夜間。潛入同所二一番地。壁連元家中。欲對其妻壓其秀無禮。然不達目的。後更侵入外二處。亦皆被人逐出。此同由連元告訴。以家宅侵入。被郡當局留置取調中也。

一外人在基隆港岸
撮影我要塞地帶
被巡邏中憲兵發見

基隆市日新町公會堂下海岸。去二十三日正午。有一外國人。撮影要塞之市街及港內狀況。巡邏中憲兵分隊倉岡上等兵發見。捕歸宣辨。自白爲搭盛京丸。自上海來臺。土木技師斯瀾德。年六十三。因撮影我要塞地帶。中國軍艦要務到上海。同隊親爲大問題。即沒收其寫眞機。及現像原版。並查究其撮影之目的中。

假橋告成點電開始
鷰歌柑園庄民祝賀會

假橋柑園地方。丁事。亦經告成。自此點燈開始。庄內現出一種活氣。庄民非常喜歡。即於去二十三日午前九時起。假柑園公學校講堂內。盛舉祝賀會云。

酌婦賭博科料

竹山郡竹山庄集雲樓族亭酌婦。林氏阿妙。張氏由妹。張氏阿貴。林氏貴蓮。等四名。日前在同樓聚賭被人告發。即往臨檢。科料各金二十圓。

紙灰餘燼釀成失火
迷信燒金紙者鑑誡

蘇澳郡蘇澳庄蘇澳字猴々地。詹木兎。年三十四。去二百四十五番地。劉文秀。與本庄地苗栗郡銅鑼庄新(年四十九)去二十二日午後一時起。開於州廳前十一時五十分。爲該地之妻。詹羅氏平妹。年三十一。自客年八月間。私通此回被其本夫來發見。立提出姦通告訴。在郡當局取調結局。即一々自白。去二十三日。連人帶案。送交臺中檢察局治罪云。

臺中
水產總會

臺中州水產會第六回通常總代會。定來二十六日午前十時起。開於州廳第二會議室。前一日午前十時起。開評議員會。午後一時起。開事務協商會。

時局懇談

帝國在鄉軍人會。臺中州聯合分會。定二十六日午前十時起。於津田顧問。及元村長江秋陳氏之宅。赤未可知云。又伏氏爲得之阿片貴捌人。林氏死後。人亡人悄亡。運動欲得者。不下十數名。當局鄙其無行。二月二十日。仍不於開催也。

員林
轉勤道別

去二月二十一日。發表轉出彰化郡實行政係主任。當郡松本橋本警部補。訂二十五日赴任。兩氏。去二十三日午前中。道同街內重要官紳之處道別。松本警部。後任宮田警部。亦定二十五日來任。富田警部。三年前曾爲當郡司法主任。爲人圓滑。在郡博有好評也。

擧告別式

員林街商工會長林天德氏之告別式。去二十三日正午。在員林公園斯行。會葬者多至四百餘名。

竹山
陸軍記念

竹山郡當局。去二十二日下午三時起。在郡舍。有中松郡守臨席。集諸官衙長。會社團各主任。及民間重要人士等。於來三月十日。陸軍三十周年記念行事。磋商結局。決定當日午前四時半。鳴電螺一次。非常集郡衙及各衙會社職員。民間等。同五日。自小學校之庭出發。巡迴街上。然後赴公學校廣場。檢閱旅歩。並揭揚國旗。二唱萬歲解散。又是夜六時。舉在玉井樓。開日俄戰役記念宴會。欲招郡下當時戰役參加者二名。即工兵軍曹村岡男一郎。衛生隊看護卒。中島修平諸氏。願悉斯二氏。講演當時戰況。

清潔日程

竹山郡竹山庄。春季大掃除。決定依左記日程施行。

▲二月二十六日。竹山一區。至七區。▲二十七日。竹圍子一區。同二區。同一區。江西林一區。至二區。田子。▲三日。鹿子坑。笋子林。紙寮三區。後埔子。頭興。鯉魚潭。▲四日。水尾。溪洲子。桐腳。上坪頂。勞水坑。

臺中
試驗語學

臺南州下警察官甲。語學試驗。以二十三四兩日。於該南警察署上行之。初日由九時起。受驗者八等以上三十九名。第二日五六等組二十六名。試驗官木村警務課長。小野高等法院通譯云。

光瑞師來

大谷光瑞師。于去二十三朝十一時餘。由嘉義着南。今川知事。若槻。枝長。古澤市尹。竝市內各于代職。婦人團設。多至驛迎接。下車後。直赴員指點。金黃楊柳色。猷聲啼鳥。等吟友。亦愛淡凉助雅興。

姦案送檢察

竹山郡竹山庄車店。子八番。

臺中
水產總會

臺中州水產會第六回通常總代會。定來二十六日午前十時起。開於州廳第二會議室。前一日午前十時起。開評議員會。午後一時起。開事務協商會。

時局懇談

帝國在鄉軍人會。臺中州聯合分會。定二十六日午前十時起。於津田顧問。及元村長江秋陳氏之宅。赤未可知云。又伏氏爲得之阿片貴捌人。林氏死後。人亡人悄亡。運動欲得者。不下十數名。當局鄙其無行。二月二十日。仍不於開催也。

員林
轉勤道別

去二月二十一日。發表轉出彰化郡實行政係主任。當郡松本橋本警部補。訂二十五日赴任。兩氏。去二十三日午前中。道同街內重要官紳之處道別。松本警部。後任宮田警部。亦定二十五日來任。富田警部。三年前曾爲當郡司法主任。爲人圓滑。在郡博有好評也。

擧告別式

員林街商工會長林天德氏之告別式。去二十三日正午。在員林公園斯行。會葬者多至四百餘名。

竹山
陸軍記念

竹山郡當局。去二十二日下午三時起。在郡舍。有中松郡守臨席。集諸官衙長。會社團各主任。及民間重要人士等。於來三月十日。陸軍三十周年記念行事。磋商結局。決定當日午前四時半。鳴電螺一次。非常集郡衙及各衙會社職員。民間等。同五日。自小學校之庭出發。巡迴街上。然後赴公學校廣場。檢閱旅歩。並揭揚國旗。二唱萬歲解散。又是夜六時。舉在玉井樓。開日俄戰役記念宴會。欲招郡下當時戰役參加者二名。即工兵軍曹村岡男一郎。衛生隊看護卒。中島修平諸氏。願悉斯二氏。講演當時戰況。

清潔日程

竹山郡竹山庄。春季大掃除。決定依左記日程施行。

▲二月二十六日。竹山一區。至七區。▲二十七日。竹圍子一區。同二區。同一區。江西林一區。至二區。田子。▲三日。鹿子坑。笋子林。紙寮三區。後埔子。頭興。鯉魚潭。▲四日。水尾。溪洲子。桐腳。上坪頂。勞水坑。

臺中
試驗語學

臺南州下警察官甲。語學試驗。以二十三四兩日。於該南警察署上行之。初日由九時起。受驗者八等以上三十九名。第二日五六等組二十六名。試驗官木村警務課長。小野高等法院通譯云。

光瑞師來

大谷光瑞師。于去二十三朝十一時餘。由嘉義着南。今川知事。若槻。枝長。古澤市尹。竝市內各于代職。婦人團設。多至驛迎接。下車後。直赴員指點。金黃楊柳色。猷聲啼鳥。等吟友。亦愛淡凉助雅興。

訃告

新春口占

宜蘭　林時香

一笔客情又春風。曉起東山日欲紅。桃李芳菲人意好。林巒詔秀鳥聲融。最欣郊外新耕犁。

人事

▲元本總文書課員黃登鈞氏令堂陳氏。前月返世。月二十四日午前九時。假柑園會館。舉告別式。由許智祥氏司式。一同既就席。僧侶誦經。孝留王氏朝陽公弔詞。大聖期總代謝辭。

訃告

新春口占

宜蘭　林時香

一笔客情又春風。曉起東山日欲紅。桃李芳菲人意好。林巒詔秀鳥聲融。最欣郊外新耕犁。

人事

▲元本總文書課員黃登鈞氏令堂陳氏。前月返世。月二十四日午前九時。假柑園會館。舉告別式。由許智祥氏司式。一同既就席。僧侶誦經。孝留王氏朝陽公弔詞。大聖期總代謝辭。